

アジャイル型政策形成・評価の在り方に関する
ワーキンググループの運営について

令和 4 年 2 月 14 日
アジャイル型政策形成・評価の在り方
に関するワーキンググループ座長決定

「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループについて」（令和 4 年 1 月 21 日行政改革推進会議決定）第 4 項の規定に基づき、アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営について、下記のとおり決定する。

記

1. WGについては、原則として非公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、WGを公開することができる。
2. WGについては、WG終了後議事要旨を作成し、速やかに公開する。また、WGで配布された資料は、WG終了後速やかに公開することを原則とする。